

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：平成30年10月18日（木）

担当課：総務部収納課、市民税課、資産税課

件 名：大和市市税条例の一部改正（わがまち特例等を規定）について	
提出理由：地方税法の改正に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容：	
1. わがまち特例の改正	2. 消費税増税に伴う改正
(1) 背景等	【軽自動車税環境性能割の創設】
・平成 24 年度の税制改正で、地方公共団体が税制を通じて、地域の実情に応じた政策を展開できるよう、わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）が導入された。	(1) 背景等
・平成 30 年 3 月の地方税法改正に伴い、設備投資の促進等を考慮して、施行されている再生可能エネルギー発電設備及び雨水貯留施設等のわがまち特例における償却資産の固定資産税特例割合について参酌基準の見直し等が行われたため、市税条例に定める特例割合を改正する必要がある。	・自動車取得税が廃止され、市税として軽自動車税環境性能割が創設されることに伴い、新たに条例で規定する必要がある。
(2) 改正の考え方等	・環境性能割は当分の間、県が賦課・徴収を行うため、自動車税と軽自動車税で減免・課税免除の規定を同じものとし、県内市町村で統一する予定。
・再生可能エネルギー発電設備については、各設備の出力の違いにより特例割合の区分が 2 分化された。本市は温室効果ガス削減のために太陽光発電設備の設置や補助を進めていることから、太陽光発電のみ 2 区分ともに特例割合の範囲の下限値（最大の減額割合）とし、他の設備は参酌どおりとする。	・現行の軽自動車税は、軽自動車税種別割に名称が変更される。
①太陽光発電設備 現行特例割合 1/2→	(2) 環境性能割の税率 自家用車(営業車)
改正案 出力 1,000KW 未満 1/2(下限)	電気自動車、天然ガス車など 非課税(非課税)
出力 1,000KW 以上 7/12(下限)	平成 32 年度燃費基準+10%達成車 非課税(非課税)
②風力発電設備 現行特例割合 2/3→	平成 32 年度燃費基準達成車 1% (0.5%)
改正案 出力 20KW 未満 3/4(参酌)	平成 27 年度燃費基準+10%達成車 2% (1%)
出力 20KW 以上 2/3(参酌)	【法人市民税法人税割の税率改正】
③水力発電設備 現行特例割合 1/2→	(1) 背景等
改正案 出力 5,000KW 未満 1/2(参酌)	・国は地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税法人税割の税率を引き下げることとした。
出力 5,000KW 以上 2/3(参酌)	・これに伴い、市税条例に定める法人税割の税率を引き下げ必要がある。
④地熱発電設備 現行特例割合 1/2→	(2) 税率の改正内容
改正案 出力 1,000KW 未満 2/3(参酌)	標準税率 9.7% → 6.0%
出力 1,000KW 以上 1/2(参酌)	制限税率 12.1% → 8.4%
⑤バイオマス発電設備 現行特例割合 1/2→	※制限税率は、資本金等の額が 1 億円を超える法人などにかかる税率。
改正案 出力 10,000KW 未満 1/2(参酌)	【消費税増税に伴う改正の適用日】
出力 10,000KW 以上 20,000KW 未満 2/3(参酌)	・上記「環境性能割の創設」と「法人税割の税率改正」については、平成 31 年 10 月 1 日以降適用であるが、消費税増税が延期された場合、増税までの期間、条例は現行のとおりとなる。
・雨水貯留浸透施設等については、主として河川への影響を防止する施設で、県内流域市との歩調を合わせる必要があることから、参酌どおりとする。	3. その他
①雨水貯留浸透施設(浸透枓 等)	・本案件のほか、地方税法等の改正に伴う所要の事項についても、併せて条例改正を行う。
現行特例割合：2/3 → 改正案：3/4(参酌)	(1) 実演芸術公演施設のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額手続きの条例化
②汚水又は廃液処理施設	(2) 個人市民税における控除対象配偶者の定義変更
現行特例割合：1/3 → 改正案：1/2(参酌)	
経 過	今後の予定
H24. 3 地方税法改正（わがまち特例導入）	H30.12 議案上程
H28. 3 地方税法改正（法人住民税の交付税原資化、環境性能割創設）	条例施行（公布日）
H30. 4 地方税法改正 公布	H31. 6 軽自動車税減免・課税免除対象車告示